

警報発表時等における寄宿舎の対応について

1 「暴風警報」発表時

以下の地域に「暴風警報」が発表された場合、寄宿舎の対応は下記のとおりです。

岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、 西尾市、知立市、高浜市、みよし市、幸田町 上記いずれかの市町

(1) 帰舎する以前に暴風警報が発表されている場合（開舎日の朝）

ア 午前6時00分までに警報が解除された場合、平常授業を行います。**寄宿舎は開舎します。**

イ 以下の時間帯に警報が解除された場合、解除された時刻から概ね2時間後から授業を開始します。**寄宿舎は開舎します。**

小学部	午前6時00分から午前 9時00分まで
中学部・高等部	午前6時00分から午前11時00分まで

ウ 以下の時間を過ぎた時点で警報発表中の場合、休校とします。**寄宿舎は閉舎します。**御家庭で安全に注意してお過ごしてください。

小学部	午前 9時を過ぎた時点
中学部・高等部	午前11時を過ぎた時点

(2) 帰舎した以後に、暴風警報が発表された場合（開舎日の夕方～閉舎日の朝）

ア 寄宿舎で生活します。なお、学校が休校となった場合も寄宿舎で生活します。

イ 帰省日の場合は、臨時に開舎します。なお、警報が解除された場合は、御家庭と連絡がとれた後に帰省します。

(3) 前日に休校が決定した場合

通学生と同様に下校させます。（帰省）

2 「特別警報」発表時の対応

(1) 開舎日、登校途中に特別警報が発表された場合…原則として自宅に帰ります。

(2) 登校後、在校中に特別警報が発表された場合…学校に迎えに来てください。

(3) 寄宿舎での生活中に特別警報が発表された場合…寄宿舎で待機します。

3 地震等発生時の対応

(1) 「南海トラフ地震臨時情報」の発表時

引き渡し帰省を行います。すぐに寄宿舎に迎えに来てください。

(2) 地震等災害発生時…運動場（第一次避難場所）→岩津高校（第二次避難場所）に避難しますので、避難場所まで迎えに来てください。保護者とともに家に帰ります。